



茨城県報

第 3090 号

平成31年 (2019年) 4月22日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉推進課) 1
- 指定介護老人福祉施設の指定 (長寿福祉推進課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉推進課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の
廃止 (4件) (障害福祉課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (4件) (中小企業課) 4
- 森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項の公表 (林業課) 7
- 区画漁業の免許の内容等の事前決定 (漁政課) 9

公 告

- 基本測量の実施 (用地課)39
- 基本測量の終了 (2件) (用地課)39
- 公共測量の終了 (10件) (用地課)39
- 都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)41
- 屋外広告物に関する講習会の開催 (都市計画課)41

(教 育 委 員 会)

- 落札者等の公示 (2件)42

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

- 漁業法に基づく指示45

告 示

茨城県告示第461号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成31年4月22日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城交通株式会社

水戸市袴塚3丁目5番36号

1(5)に係る業務

茨城交通株式会社

水戸市袴塚3丁目5番36号

1(6)に係る業務

サワキ観光株式会社

結城郡八千代町菅谷502番地1

1(7)に係る業務

大曾根タクシー株式会社

つくば市大曾根2684-1

5 落札金額

1(1)に係る業務 54,752,398円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1(2)に係る業務 58,295,430円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1(3)に係る業務 64,164,528円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1(4)に係る業務 113,948,640円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1(5)に係る業務 228,661,920円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1(6)に係る業務 77,058,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1(7)に係る業務 135,864,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成31年2月14日

8 落札方式

最低価格

指 示

（茨城海区漁業調整委員会）

茨城海区漁業調整委員会指示第1号

茨城県海面におけるいか釣り漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成31年4月22日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 大 川 雅 登

（操業の承認）

1 茨城県海面において、いか釣り漁業（無動力漁船及び総トン数5トン未満の動力漁船を使用するものを除く。）を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」

という。)の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習等を目的とするものは、この限りでない。

(承認対象漁船)

2 承認の対象となる漁船は、総トン数30トン未満の動力漁船であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前年度において当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有するもの。
- (2) 委員会が特に認めたもの。

(県外船の承認定数)

3 県外船について、委員会が承認をすることができる最高限度は32隻とする。

(制限又は条件)

4 制限又は条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業の禁止区域
最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。
- (2) 電気設備
集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。

(承認証の備え付け等の義務)

5 この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

6 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績報告書とその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括とりまとめ委員会へ平成32年6月30日までに提出しなければならない。

この場合、県外に住所を有する者にあつては、その所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめ提出するものとする。

(指示の有効期間)

7 この指示の有効期間は、平成31年6月1日から平成32年5月31日までとする。

いか釣り漁業委員会指示取扱要領

平成31年4月22日付け茨城海区漁業調整委員会指示第1号によるいか釣り漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

1 いか釣り漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合において一括してとりまとめのうえ、操業承認申請総括表(別記様式第2号)とともに委員会に提出しなければならない。この場合、県外に住所を有する者にあつてはその所属地を管轄する都道府県において一括とりまとめのうえ操業承認申請総括表(別記様式第2号)と知事の副申を添えて提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 県外所属船にあつては漁船原簿謄本
- (3) 県内所属船にあつては所属漁業協同組合長の副申
- (4) 前年度の水揚げ実績を証する書面

(承認申請書の提出期限)

2 承認申請書の提出期限は、原則として、平成31年8月31日までとする。

（承認証の交付）

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第3号）を申請者に交付する。

（承認証の書換交付）

- 4 承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに承認証書換交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

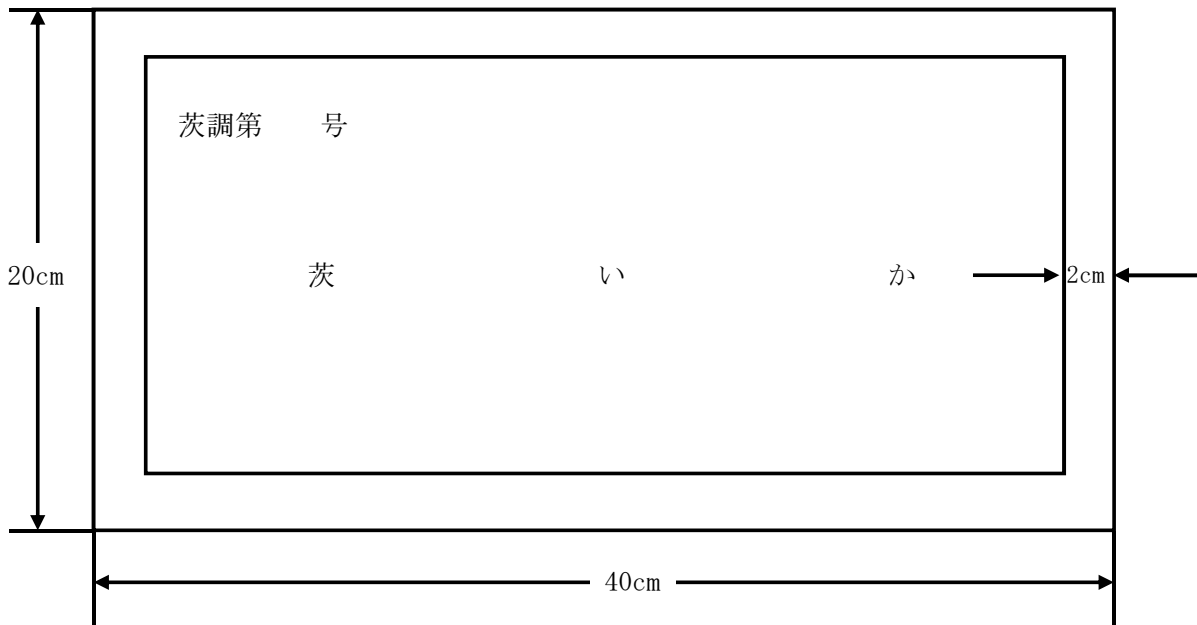
（承認証の再交付）

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかに承認証再交付申請書（別記様式第5号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

（操業報告書）

- 6 委員会指示第6に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。

標識



文字、枠とも黒色

様式第1号

いか釣り漁業操業承認申請書

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

いか釣り漁業の承認を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第3号

茨調第 号

い か 釣 り 漁 業 操 業 承 認 証

住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類 及び馬力数	
承認有効期間	
制限又は条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 最大高潮時海岸線から 10,000 メートル以内の海域で操業してはならない。 2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180 k w 以下でなければならない。 3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。 4 茨城海区漁業調整委員会指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会 長 大 川 雅 登	

様式第4号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

いか釣り漁業操業承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変更事由

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

様式第5号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

いか釣り漁業操業承認証再交付申請書

いか釣り漁業操業承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失（き損）の理由

様式第6号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏名又は名称

㊟

いか釣り漁業漁獲実績報告書

船名		総トン数		登録番号		操業期間	月 日から 月 日まで
----	--	------	--	------	--	------	----------------

操 業 状 況

月	操 業 日 数	操 業 位 置	漁 獲 量			金 額	備 考
			い か	そ の 他	計		
	日		kg	kg	kg	千円	

注1 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

注2 漁獲されたいか等の主な種類を備考欄に記載すること。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)